

# 船体縦曲げに対する座屈強度に関する事項

## 改正規則等

鋼船規則 C 編  
鋼船規則検査要領 C 編, CS 編

## 改正事項

船体縦曲げに対する座屈強度に関する事項

## 改正理由

船体縦曲げによる圧縮応力及びせん断応力に対する座屈強度評価手法については、弾性座屈ベースの評価手法が縦強度に関する IACS 統一規則 S11 に規定され、鋼船規則 C 編 15 章に取り入れられている。ただし、横式構造部材等については、弾性座屈ベースの評価を行う事が必ずしも合理的ではない場合もあったことから、従来の実績を考慮して個別に対応していた。

一方、昨今では、横式構造部材に対しても弾性座屈後の余剰強度を考慮して合理的な強度評価を行うことができる最終強度ベースの新たな座屈強度評価手法が開発され、IACS 共通構造規則 (CSR) や IACS 統一規則 S11A に取り入れられている。

このため、横式構造部材等に対する評価基準を明確にすると共に、横式構造部材に対する IACS 統一規則 S11 の代替手法として、IACS の最終強度ベースの座屈強度評価手法を参考に関連規定を改めた。

## 改正内容

- (1) 船体縦曲げに対する座屈強度評価の対象部材に横式構造部材等を加えた。
- (2) 横式構造部材に対する IACS 統一規則 S11 の代替手法として、最終強度ベースの座屈強度評価手法を規定した。
- (3) 代替手法を適用する場合の追加要件として、縦曲げ最終強度に関する要件を規定した。

## 改正条項

鋼船規則 C 編 15.2.1, 図 C15.2, 図 C15.4, 図 C15.5, 15.4.1, 15.4.6  
鋼船規則検査要領 C 編 C15.1.1, 表 C15.1.1-1., 表 C15.1.1-2., C15.4.1  
鋼船規則検査要領 CS 編 表 CS